

能登町農業委員会委員募集要項

能登町農業委員会では、令和8年7月19日の任期満了に伴い、農地等の利用の最適化の推進に真摯に取り組んでいただける方を募集いたします。

1. 募集内容

職務内容	<ul style="list-style-type: none">・農地権利移動、農地転用等の申請地にかかる現地確認 および審議（毎月25日前後の農業委員会総会）・農地利用最適化推進委員を補助し、農地利用の最適化の推進 （農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進活動） ※必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。
募集人数	12人
資格	<ul style="list-style-type: none">・農業に関する見識を有し、農地の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる人・農地法など農地行政に精通し農業委員会の所掌事務に利害関係を有しない人・平日昼間の会議、研修等に出席可能な人 ※次に該当する人は農業委員になることはできません。 <ul style="list-style-type: none">・常勤の公務員・法令上農業委員会委員と兼職を禁止されている職にある人・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない人・拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
任期	令和8年7月20日から令和11年7月19日（3年間）
報酬	月額12,000円（会長、副会長は別途規定） 手当（活動実績等に応じて年度末頃に別途支給）
身分	能登町の特別職の非常勤職員

※同時募集の農地利用最適化推進委員にも応募・推薦ができますが、兼職はできません。

2. 推薦、応募方法

<p>申 込 方 法</p>	<p>農業者（個人）の推薦（2人以上）、法人又は団体の推薦、または応募により申し込みができます。規定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送または持参により、能登町農業委員会事務局までご提出ください。</p> <p>申込用紙は、能登町ホームページ、農業委員会事務局、柳田総合支所、内浦総合支所、小木支所、鶴川支所に備えてあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者（個人）が推薦する場合の申込用紙 【様式1】 ・法人又は団体が推薦する場合の申込用紙 【様式2】 ・応募する場合の申込用紙 【様式3】 <p>・添付書類が必要ですので、申込用紙下欄を確認してください。</p>
<p>提 出 場 所</p>	<p>【郵送】</p> <p>〒927-0492 鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1 能登町農業委員会事務局 宛て</p> <p>※封筒に「農業委員募集関係書類在中」と記載してください。</p> <p>【持参】</p> <p>能登町農業委員会事務局、柳田総合支所、内浦総合支所、小木支所、鶴川支所の各窓口まで</p>
<p>募 集 期 間</p>	<p>令和8年4月1日(水) から 令和8年4月30日(木) まで</p> <p>午前8時30分から午後5時15分</p> <p>※持参の場合は、土・日祝日を除く</p> <p>※郵送の場合は、令和8年4月30日(木)必着</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書類不備の場合は受付できません。 ・記載された個人情報 は適正に管理し、農業委員の選考のみに使用します。 ・提出された書類は返却いたしません。

3. 推薦・応募状況の公表について

農業委員会等に関する法律の規定により、候補者の推薦及び応募の状況について、募集期間の中間及び終了後にインターネットなどで公表することが定められています。公表項目は申込用紙に記載された住所・連絡先以外が公表されます。推薦者、推薦団体・法人についても同様に公表することとなっています。

4. 選考・任命について

推薦若しくは応募による候補者の総数が12人を超えた場合又は町長が必要と認めた場合は、能登町農業委員候補者評価委員会を設置し候補者を選定します。

候補者決定後に議会の同意を得て町長が任命します。(議会の同意後に選考結果を郵送により連絡いたします。電話等での結果に関する問い合わせにはお答えできません。)

なお、任命にあたっては、法律により下記のとおりとすることが定められています。

- ・認定農業者等※1(それに準ずる者を含む※2)が4分の1を占めること。
- ・農業員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しないものが含まれること。
- ・委員の年齢、性別に著しい偏りが生じないように配慮すること

※1 認定農業者等とは

- ・認定農業者である個人
- ・認定農業者である法人の業務を執行する役員
- ・認定農業者である法人の使用人であって、当該法人の行う耕作または養畜の事業に関する権限及び責任を有する者

※2 認定農業者等に準ずる者とは

- ・認定農業者等であった者
- ・認定農業者の行う養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ・認定就農者である個人
等々

5. スケジュール

4月1日～4月30日	公募期間(推薦及び応募による)
5月中	書類審査及び選考
6月中	能登町議会による同意
7月20日	任命日・辞令交付後農業委員会総会

6. 問合せ先

能登町役場2階

能登町農業委員会事務局 TEL 0768-62-8525

FAX 0768-62-8505